

都城夜間急病センター施設指定管理者候補者選定の概要

都城夜間急病センター施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

一般社団法人 都城市北諸県郡医師会

(2) 代表者名

田 口 利 文

(3) 所在地

都城市姫城町9街区3号

(4) 設立年月日

明治21年8月25日 (法人設立 昭和22年12月13日)

(5) 従業員数

657名

(6) 業務内容

- ・医道の高揚 　・医学の振興 　・公衆衛生の啓発指導
- ・地域医療の推進及び発展 　・医事衛生の調査研究
- ・医師、その他医療関係者研修 　・准看護師、看護師養成
- ・医師会病院、老人保健施設、訪問看護ステーションの設立運営
- ・救急医療センター、健康サービスセンターの指定管理運営

2. 指定期間

平成31年4月1日 ~ 平成36年3月31日 (5年間)

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城夜間急病センター施設 (都城市太郎坊町1364番地1)	医師会病院一部を無償で使用貸借契約 (平成27年4月1日) 借用面積: 788.06m ² 都城夜間急病センター施設1式

(2) 業務概要

- ①都城夜間急病センター診療科目の診療に関する業務
- ②施設の利用許可、利用許可の取消し等、利用の制限及び原状回復に関する業務
- ③利用料金の徴収及び減免に関する業務
- ④施設等の維持及び修繕に関する業務
- ⑤施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

夜間の初期救急医療を担う施設で、専門的かつ高度な技術を要する。
また、施設は、二次救急医療を担う都城市郡医師会病院と一体となっており、連携して取り組む必要があるため。

(2) 申請書類の審査結果

・市民の平等な利用の確保について

主に市民を対象とし、来院や診察の条件などは付けずに、夜間に発生した応急的な処置を必要とする救急患者への医療を十分に提供できると認められる。

・施設の効用の最大限の発揮について

夜間救急医療の維持向上のため、全国的な医師不足や偏在化の中、医師の確保のためさまざまな方法で努力していることが認められる。医師会病院と連携しながら隨時施設の維持管理や安全管理に努めることができると認められる。

・経済的な管理運営と適正な経費配分について

職員などの残業を最小限度に止める努力をし、光熱費や印刷物関係などは無駄を省き、効率的な運用ができると認められる。

・管理運営能力について

医療専門職（医師、看護師等）を適切に配置し、責任体制もそれぞれの部署で構築されている。緊急事態には、緊急連絡網により必要に応じて体制を整えることができる。また、個人情報保護についても、独自の規則を定めている。